

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

## 武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

武蔵野市国民健康保険条例（昭和34年3月武蔵野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(出産育児一時金) 第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>420,000円</u> を支給する。 2 (略)	(出産育児一時金) 第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>500,000円</u> を支給する。 2 (略)	字句の改正

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (適用区分)

- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

#### (提案理由)

出産に係る被保険者の経済的負担を軽減するため、出産育児一時金の支給額を引き上げることに伴い、所要の改正をするものである。